

鹿角地域振興局庁舎消防設備及び防火設備保守点検業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

- (1) 秋田県鹿角地域振興局庁舎および花輪除雪車庫の消防設備について、消防法第17条の3の3に基づく点検及び機能保全のための保守業務を行う。
- (2) 秋田県鹿角地域振興局庁舎の防火設備について、建築基準法第12条に基づく点検及び機能保全のための保守業務を行う。

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 実施場所

鹿角地域振興局庁舎 住所：鹿角市花輪字六月田1
花輪除雪車庫 住所：鹿角市花輪字小深田317

4 消防設備及び防火設備の概要

別紙内訳書のとおり。

5 委託業務の実施方法

(1) 消防設備点検

- ①【庁舎】自動火災報知設備・外観・機能点検、総合点検
- ②【庁舎】防火戸、防火シャッター外観・機能点検、総合点検
- ③【庁舎】漏電火災警報機外観・機能点検、総合点検
- ④【庁舎】屋内消火栓設備外観・機能点検、総合点検
- ⑤【庁舎】消火器・外観・機能点検
- ⑥【庁舎】消防訓練立ち会い
- ⑦【花輪除雪車庫】自動火災報知設備・総合点検
- ⑧【花輪除雪車庫】消火器・外観・機能点検
- ⑨報告書作成

(2) 防火設備点検

- ①防火戸、防火シャッター点検
- ②報告書作成・行政庁への届出業務

※ 受注者は、契約期間中に受注した機器について操作方法等の助言を求められたときは、真摯に対応すること。

6 委託に従事する者（有資格者）

本委託を遂行するための有資格者として、(1)及び(2)の資格を有する者を雇用しており、業務責任者として配置できること。

(1) 次の点検項目を全て点検できる資格を有すること。

点検項目	要する資格	
	消防設備士	消防設備点検資格者
自動火災報知設備	甲種又は乙種4類	2種
防火戸・シャッター (自動火災報知設備と連動)	甲種又は乙種4類	2種
漏電火災警報機	乙種7類	2種
屋内消火栓設備	甲種又は乙種1類	1種
消火器	乙種6類	1種

(2) ①～③のうちいずれかの資格を有すること。

- ① 一級建築士
- ② 二級建築士
- ③ 次に掲げる者で「防火設備検査員資格者証」の交付を受けた者
 - ③-1 「登録防火設備検査員講習」（新講習）修了者
 - ③-2 次のうち国土交通大臣が認定した者
 - ・ 建築基準適合判定資格者
 - ・ （一社）日本建築防災協会の「防火設備検査員に関する講習」の修了者

※平成28年2月9日までに実施された修了検査合格者に限る

- 7 提出書類
(1) 年間業務計画 契約後速やかに
(2) 点検結果報告書 作業実施後
- 8 建物内施設等の利用
(1) 共用施設 可
(2) 駐車場 可
- 9 その他
鹿角地域振興局長は、委託期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。